

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>6月16日18時34分頃、吹田市のピアノ池から北千里駅にかけて上は白黒の柄物、下が黒のズボンのマッシュの髪型の若い男(おそらく大学生)が歩きタバコをしていた。</p> <p>ピアノ池の向こう側の一時停止の交差点側から来たので府営11棟や12棟の人間かもしれません。</p> <p>近隣の大学等に依頼し、この学生の特定、厳重注意をお願いします。</p> <p>また、近隣の11棟や12棟を含めた府営住宅で禁煙の張り紙、回覧での周知徹底をお願いします。</p> <p>最近、何を要望しても指導員活動が一しか言わない。典型的なお役所回答。指導員活動では生ぬるい。</p> <p>もうどここの学生かどこに勤めている者が特定して追い込むしか方法はなくなっている。</p>	<p>御指摘の市道は、指導員活動を不定期に実施しております。</p> <p>引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.6.19	R5.7.3
2	北千里駅周辺での歩きタバコについて(その2)	<p>6月16日18時34分頃、吹田市のピアノ池から北千里駅にかけて上は黒で下の服が白、下が黒のズボンの60~70代くらいの高齢男が歩きタバコをしていた。</p> <p>禁煙の張り紙、回覧での周知徹底をお願いします。</p> <p>拡声器で巡回して放送するようにお願いしたのについてですか？</p> <p>今月で既に4件目だ。</p> <p>早くやらないと無法者の吹田になりつつありますよ。</p> <p>最近、何を要望しても指導員活動が一しか言わない。典型的なお役所回答。指導員活動では生ぬるい。</p> <p>もうどこに勤めている者が特定して追い込むしか方法はなくなっている。</p>	<p>御指摘の市道は、指導員活動を不定期に実施しております。</p> <p>引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.6.19	R5.7.3

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	<p>続-39. 吹田市HP. 6/15の『Jアラート』を使った全国一斉の訓練』についての疑問。</p>	<p>[A]6月15日に『Jアラート』を使った全国一斉に「緊急地震速報想定」した訓練』が行われましたが、吹田市のHP(Top頁)には、市民への周知・啓蒙がされませんでした。 ⇒添付画像-1。上:サイトでの予告。下:吹田市のHP(Top頁)に掲載無し。 また「自動応答ダイヤル」に、6/15に確認の電話をしましたが、自動音声対応で「こちらは、吹田市です。現在、あるいはございません」が2回。 ⇒前記の状況から、吹田市は何らかのミスで『Jアラート』を使った全国一斉の訓練』に参加されずに、屋外拡声局及び戸別受信器から、放送がされていなかったと考えます。 ※鳴門市、新見市、舞鶴市では、システムの不具合により、少し遅れて手動での対応をされましたが、吹田市は6/18現在、何の情報の発信もありません。 1)吹田市はこのような現状から、何故今回のような事が生じたのか、今後、具体的な対応策を市民・企業・事業者などへの説明をいつまでにされますか。 また、同じ6月15日の夕刻には、北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射。石川県沖のEEZ内に落下の報道もあり、万が一の場合は吹田市のシステム管理および市民対応が心配です。 2)「Jアラート」による訓練は、緊急地震速報などが出た際に、自動で防災無線などを起動して住民に知らせるシステムです。この日の訓練では、気象庁から「緊急地震速報」が正常に受信できたか、市内に設置されている屋外拡声局及び戸別受信器が正常に作動したかなどの確認。 ⇒今回のような、不具合が生じた場合、上位機関への報告の有無を教えてください。 3)小・中学校の放送設備は、どのようになっていますか、1-学校の屋上から周辺地域への住民周知対応になっていますか?。2-各教室にも放送設備の有無?サイトには「最大音量」の記述が有りますか? 4)公民館・市民ホールは放送設備は、どのようになっていますか。3-周辺地域への住民周知対応になっていますか? 4-館内のみですか?5-公民館・市民ホールには、どのような指示をされていますか? 5)「自動応答ダイヤル」について、サイトには「英語・中国語・韓国語」にも対応…の記述が有りますが、電話をした時には、日本語のみでした。⇒確認願う。 [B]大阪北部地震から6月18日で5年目です。吹田市では震度5強の地震が。 6)小・中学校では、コロナも落ち着いており「シェイクアウト訓練」などは、されたのでしょうか?。教育委員会、危機管理室は実施状況を把握されていますか? ⇒添付画像-2。小学校での訓練状況。 7)吹田市役所他各種の公共施設の屋内の放送設備の有無について?。また、「シェイクアウト訓練」などは、されたのでしょうか?。⇒添付画像-3。他市の訓練状況</p> <p>8)豊中市・池田市消防指令センターで18日、地震発生時に通報内容の緊急度で対応の優先順位を決める「コールリアージ」などの訓練が行われましたが、吹田市の消防署ではどのような訓練をされましたか? 豊中市では、当時、震度5強を観測し、通常時の3倍を超える約350件の119番通報があり今回の訓練をされた…との事です。⇒添付画像-4。 [C]吹田市の危機管理センターが今年の4月から本格稼働されている中での疑問点。 9)吹田市の危機管理センターは、今回どのような訓練をされたのでしょうか?。他の自治体では、色々されておられます。⇒添付画像-5。 10)危機管理室には、「Jアラート」による緊急地震速報などの信号を受信した場合、執務室内に他市のような「電気の点滅や鳴動で職員に知らせる装置」は、無いのでしょうか? ⇒添付画像-6。Jアラート受信ツブ点滅 11)「Jアラート」のシステムは、信号を受信した場合、自動で防災無線などを起動して住民に知らせるシステムですが、「推測」もし、自動でなく手動になっていた場合は、職員に「電気の点滅や鳴動で職員に知らせる装置」は、無いのでしょうか?。 ※[例]家庭での冷蔵庫や電子レンジの警告音のようなもの。 今回は、正常に作動していれば、市役所の拡声器から大音量での放送であり、職員の方も気が付いておられる筈…と思います。 12)夜間・休日などでの「Jアラート」が発令された場合は、システムの「正常作動や故障時対応」の情報の確認・把握のルールはどのようになっているのでしょうか? ・吹田市の危機管理センターの竣工検査時には、正常作動の確認はどのようにされたのでしょうか? ※非常時対応のシステムは、フェイルセーフの設計思想が必要です。まさか、業者への委託ではないかと思いたいです。… ※人事室・広報課・秘書室へ供覧願います。 ※写真については、公表していません。</p>	<p>1)について 本訓練放送は、屋外拡声局及び個別受信機から放送されていることを確認しており、システム上の不具合については発生しておりません。 周知につきましては、訓練実施の年間スケジュールをHPに掲載するほか、実施ごとにSNSや市報などにより情報発信に努めております。更に、訓練当日には、より多くの方に情報が届くようHP新着情報欄にリンクを掲載してました。 また、自動応答ダイヤルは、訓練開始時から当日17時30分まで訓練放送内容を応答する設定とし、事前に音声確認しております。 (担当:危機管理室) 2)について 今回の訓練では、不具合は発生しておりません。仮にJアラートシステムに不具合が生じた場合は、大阪府や消防庁へ報告することが定められています。 また、市が整備するスピーカーや戸別受信機に不具合が確認された場合は、速やかに修理対応することとしています。 (担当:危機管理室) 3)について 防災行政無線を通じて発信された情報は、各小中学校に整備された戸別受信機で受信し、ほぼタイムラグなく校内放送設備に連動させる機器を介して各教室や運動場などに設置されたスピーカーより屋内・外に放送が流れるようになっております。 (担当:危機管理室) 4)について 市民自治推進室が所管する内本町コミュニティセンター・岸部市民センター・古江台市民ホール、豊一市民センターについては、近隣住民への周知を目的に行政無線が設置されていると理解しております。 市民自治推進室が所管する施設のうち内本町コミュニティセンター・岸部市民センター・古江台市民ホールの放送設備は屋外、豊一市民センターの放送設備は屋内行政無線となっております。 危機管理室からの通知文書「令和5年度第1回緊急地震速報訓練の実施について(依頼)」に基づき、市民自治推進室が所管する対象施設へはメールにより周知するとともに、通知文の内容を確認のうえアンケートへの協力をお願いしました。 (担当:市民自治推進室) 吹田市区公民館のうち、吹六地区公民館、吹田東地区公民館、豊二地区公民館については近隣住民への周知を目的に屋外に防災行政無線が設置されていると理解しております。 吹田西地区公民館は28館に屋内防災行政無線が整備されております。但し、北千里地区については、旧北千里地区公民館に設置しております。 危機管理室からの通知文書「令和5年度第1回緊急地震速報訓練の実施について(依頼)」に基づき、各地区公民館へはメールにより周知するとともに、通知文の内容を確認のうえアンケートへの協力をお願いしました。 (担当:まなびの支援課) 5)について 御指摘を踏まえ、設定を確認いたします。 (担当:危機管理室) 6)について 小中学校には、本訓練を機に訓練等を実施するよう依頼しており、都度実施状況の報告を受けています。 (担当:危機管理室) 毎年、吹田市内の全小・中学校において地震や火災及び風水害を想定した避難訓練を実施しております。その中で「シェイクアウト訓練」も含めた避難行動について訓練を行っており、今年度も同様に実施する予定です。 (担当:学校教育部) 7)について 防災行政無線から届く情報を受信し、屋内へ伝達する戸別受信機は、公共施設において86か所整備しています。本訓練や大阪800万人訓練などあらゆる機会を捉えてシェイクアウト等に取り組みよう周知しており、各施設では状況に応じて実施しています。 (担当:危機管理室) 8)について 吹田市・摂津市消防指令センターでは、令和5年6月18日(日)に特別な訓練は実施していません。しかし、日頃から地震等の大規模災害、予期せぬ機器障害等の発生に備え、非常通信体制対応マニュアルを策定して「コールリアージ」も含め迅速に対応できるように各種訓練を実施するとともに、毎年11月頃には、総合訓練を実施し指令員全員が非常事態に対応できるような体制を確保しています。 (担当:指令情報室) 9)について 災害対応オペレーションシステムを有事対応に切り替え、速やかに情報収集体制を構築するほか、Jアラート受信機から防災行政無線への自動連携・手動連携の手順を確認、メールによる職員への情報伝達を実施しました。 (担当:危機管理室) 10)について Jアラートを受信した際に作動するJアラートアラーム付き回転灯が危機管理室に設置されています。 (担当:危機管理室) 11)について Jアラート情報は、項目10の回答のとおり、受信すれば、危機管理室内の回転灯が点灯しアラームが鳴動することで職員に周知されます。 (担当:危機管理室) 12)について Jアラート発令と同時に受信機から自動送信されるメールにて把握します。不具合が発生している場合、国においてもその情報は把握され、登録メールにエラーメッセージが届くようになっております。緊急時における対応については、速やかに情報共有・修繕等が行われるよう設置事業者と連絡体制を構築しています。 ・危機管理センターの整備時には、Jアラートシステムの整備事業者により関連機器調整、導通テストを実施し、正常に作動していることを確認しています。 (担当:危機管理室)</p>	<p>危機管理室、市民自治推進室、指令情報室、学校管理課、学校教育室、まなびの支援課</p>	<p>R5.6.19</p>	<p>R5.7.3</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	阪急山田駅ロータリーでの喫煙について	6月19日18時頃、阪急山田駅のロータリーの阪急バスのバス停(1番乗り場から3番乗り場にかけて)で上下黒の50~70代くらいの男が歩きタバコをしていた。 最近山田駅周辺もガラが悪くなってきている。 バス停付近は禁煙である。阪急バスや警察とも連携の上、注意、排除をお願いします。	市内全域歩行喫煙禁止としているため、御指摘の駅周辺で指導員活動を不定期に実施いたします。 引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.6.20	R5.7.3

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	阪急山田駅ロータリーでの喫煙について(その2)	<p>6月19日18時頃、阪急山田駅のロータリーの阪急バスのバス停(1番乗り場)で上は白、下は青の50~70代くらいの女がアイコスのようなものを吸っていた。</p> <p>最近は山田駅周辺もガラが悪くなってきている。</p> <p>バス停付近は禁煙である。阪急バスや警察とも連携の上、注意、排除をお願いします。</p> <p>今回で既に6件目だ。これほど違法喫煙案件が出た月は珍しい。</p> <p>北千里駅や山田駅周辺で特に夕方を中心に、禁煙である旨の吹田市の車のスピーカーによる放送をお願いします。</p> <p>もう市職員での巡回のみでは効果はなくなってきている。</p>	<p>御指摘の駅周辺は路上喫煙禁止地区ではありませんが、市内全域歩行喫煙禁止としているため、指導員活動を不定期に実施しております。</p> <p>引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.6.20	R5.7.3
6	幼稚園前での歩きタバコについて	<p>すみません、昨日もご相談させていただきましたばかりなのですが、佐竹台幼稚園の目の前で歩きタバコをする年配男性が、昨日は登園時の9時頃、今日は降園時の14時頃に全く同じ場所で歩きタバコをしていました!(メガネ、細身、高身長)の同一人物です)</p> <p>園児たちにわざと受動喫煙させようとしているような悪意を感じてしまいました…</p> <p>なぜかという、今日子供を迎えに行って幼稚園を出るとすぐに昨日と同じ場所あたり(バス停付近)にその歩きタバコの男性がウロウロしているのが見えたので避けようと反対側へ渡ったのですが、私が反対側へ動いたらその男性も横断歩道のないところを無理矢理反対側へ渡ってきてちょうど対面する形になったからです。</p> <p>わざわざ登降園の時間帯に幼稚園の前で喫煙するなんて嫌がらせに感じましたし、もし注意などした場合に逆ギレして子供たちに何か危害が加わることがあるかもしれないと思うととても怖いです。</p> <p>昨日も今日も、その男性はタバコ以外は手ぶら状態なのできっと近隣住人だと思のですが…</p> <p>例えば、幼稚園からの園児の声や音などが日頃からうるさいと感じている人で、それに対する嫌がらせ?の可能性も有り得るのかなと思いました。</p> <p>このような場合どこに相談したらいいですか?</p> <p>とにかく、歩きタバコ禁止という掲示を増やしてほしいことには変わりありません。</p> <p>幼稚園だけでなく佐井寺小学校周辺でも、常連の歩きタバコや自転車タバコをする男性たちを数名知っています。</p> <p>毎日同じルートで大体同じ時間帯に現れているので、もう喫煙者はそういうルーティンになっていて、当たり前のように常習的に路上喫煙しているんだと思います。</p> <p>各園や各学校周辺は特に目立つ掲示を増やして強く啓発してほしいです!学校の目の前なのに火のついたままのポイ捨ても多く危険だとも感じています。</p> <p>路上から学校内へ火のついたまま吸い殻を投げ捨てられる可能性もゼロではありませんし怖すぎます!</p> <p>連日申し訳ありませんが、どうか対策をお願いします!!</p>	<p>歩きタバコについて</p> <p>吹田市環境美化に関する条例により、市内全域で歩きタバコは禁止されています。たばこに困っておられる実情を踏まえ、御指摘の場所近辺で歩きタバコ禁止及びポイ捨て禁止の看板の設置を検討いたします。今後も引き続き市ホームページ等で粘り強く啓発活動に取り組んでまいります。</p> <p>(担当:環境政策室)</p> <p>どこに相談したらよいかについて</p> <p>不審者と思しき人物の情報につきましては、警察に御連絡ください。</p> <p>(担当:市民総務室)</p>	市民総務室、環境政策室	R5.6.21	R5.7.4

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
7	片山中学校の進路学習(大和大学ツアー)の適正性に関する疑問	<p>中学3年生の子どもが進路学習の一環として大和大学に行きました。子どもは、中学生向けの模擬授業が大学の教室で行われるのかと期待していました。が、実際に行ってみると、その内容は大和大学の良さについて教員と在校生が話をし、大学パンフレットを配布し、新設大学の新しい設備を中学生に見せて回るというものでした。子どもの話を聞いていると、進路学習というより大和大学のオープンキャンパスであり、実質的には大学の宣伝活動であると感じざるを得ません。</p> <p>吹田市教育委員会は、今後も特定の大学の宣伝活動に大事な時期である中学3年生の授業時間を費やしていくつもりなのでしょうか？</p>	<p>今回ご指摘いただきました「片山中学校の進路学習(大和大学ツアー)」につきましては、本市教育委員会が一括して推し進めているわけではなく、当該大学への訪問も含め、進路保障やキャリア教育の内容につきましては、各中学校が実情に応じて計画し、実施しております。</p> <p>そのため、今後についてのご質問に対して、教育委員会からはお答えいたしかねますが、ご指摘の主旨につきましては、片山中学校にお伝えさせていただきます。</p>	学校教育室	R5.7.3	R5.7.4
8	吹田市民病院跡地について	<p>吹田市民病院跡地について、2年もの間、進展がないように見受けられます。時々議会でも議題に上っているようですが、体のいい回答で終始しており、何一つ具体的な進展が市民からは見て取れません。</p> <p>小学校も近いのに廃墟のような建物が2年も放置されている現状に危機感はないのでしょうか。具体的な対応スケジュールをご教示ください</p>	<p>旧市民病院跡地については、市民病院が主体となり、令和3年度に実施した売却に係る事業者公募の不調要因と思われる建物の解体や造成等に係る費用の見直しを昨年度に実施し、現在、次回の公募に向けた準備を進めているとお聞きしております。また、防犯面等の対応として、市民病院の職員が毎週現地の見回りを行うなど、適切な管理に努めております。</p> <p>現時点では売却に向けた具体的なスケジュールは未定でございますが、周辺の住環境への影響も踏まえ、適切な時期に売却できるよう引き続き市民病院と連携を図ってまいります。</p>	健康まちづくり室	R5.6.26	R5.7.5
9	府営住宅ベランダでの喫煙について	<p>府営吹田藤白台住宅3棟のベランダで喫煙している人がいる。夜にベランダに出るとたまにタバコの匂いがしてくる。私はペットを飼っているので非常に迷惑だ。特にインコにタバコの煙は致命傷になる可能性が高い。人殺しならぬ、鳥殺しになりかねない重罪行為である。なお、府営住宅においては入居時からインコなどの迷惑が掛からないペットの飼育は許可されている。禁止されているのは犬猫のみだ。既にエントランス掲示板には居住空間での喫煙についての張り紙があるが効果は薄い。もっと周知徹底お願いします。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.7.5	R5.7.5

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	JR吹田駅周辺の課題について	<p>・JR吹田駅周辺の活性化 ・JR吹田駅北と南の交通利便性の悪さ(自転車・徒歩) ・JR吹田駅地下駐輪場の利便性の悪さ(地下に降りるのに吹田駅と直結していない) ・JR吹田駅地上に一時駐輪場がほぼない(特に子供用荷台を付けた自転車)</p> <p>上記の不満は、これまでも問い合わせがあるようJR吹田駅周辺の市民の課題として共通認識があると思われるが具体的な対策が何一つ出てきていない。 具体的な対策とスケジュールをご教示いただきたい。</p>	<p>御指摘事項の1つ目について 商店街等の活性化については、JR吹田駅周辺だけでなく、本市独自の各種補助金等による支援の実施を継続し、令和5年度につきましても、それらの補助金を利用した各種イベント等が実施される予定となっており、にぎわい創出の一助となっているものと認識しております。 また、大阪府におきましても、商店街店舗魅力向上支援事業など、新たな視点を取り入れた商店街活性化のための取組を行っている状況です。本市も大阪府と連携を行うことで、さらなる支援を実施できるよう努めているところです。 (担当: 地域経済振興室)</p> <p>御指摘事項の2つ目について JR吹田駅の南北を結ぶ交通(地下道)の利便性(歩行者と自転車)について、回答いたします。歩行者に関しましては、地下道の出入口にエレベーターが設置されています。自転車につきましては、令和2年度に斜路付き階段部分に自転車搬送コンベアを設置しました。現在のところ、歩行者や自転車の利便性は一定確保されていると認識しているため、新たに地下道を設けるなどの予定はございません。 (担当: 道路室)</p> <p>御指摘事項の3つ目について 地下駐輪場と駅の連絡については御不便をおかけしているところですが、通路を繋げることは構造上困難なこともあり、現在のところ地下における動線を確保する予定はありません。 (担当: 総務交通室)</p> <p>御指摘事項の4つ目について JR吹田駅については自転車駐車場の不足が見られるため、片山保管所(メロード吹田東側)を改築し、一時利用の自転車駐車場を来年春頃オープン予定です。 (担当: 総務交通室)</p>	地域経済振興室、総務交通室、道路室	R5.6.26	R5.7.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	吹田市はもっと福祉を充実してほしい。大阪の方がマシだ。	<p>表題のとおりです。 大阪市は生活困窮者は簡単に生活保護を受けられ、食べるには困らないと聞くと、2級以上の精神障がい者や知的障がい者などは地下鉄がタダで乗れます。また高齢者は50円で地下鉄に乗れます。</p> <p>なので大阪市内は見た目はヤバそうでも喧嘩を売ってくる輩はほとんどいません。 吹田市はどうか、見た目がヤバければ高確率で因縁をつけてきたり絡んでくる問題のある者が多いです。路上でも駅でも電車内でもスーパーでもどこでもいます。そういう人はほぼ50代以上です。若者でもヤバい人(特にZ世代)はいますが中高年に比べればまだ少数派です。まあこの人たちが高齢者になればどうなるかわかりませんが。</p> <p>私は以前に吹田市内を走る阪急電鉄に乗っていて電車で若い男に因縁をつけられ110番して警察を呼びましたが、最近はそのような人が増えていると警察官が言っていました。そのときはコロナ前ですが、今やコロナで国や地方の財政はめっちゃくちゃです。でもその中でも福祉に力を入れている自治体は数多くあると思います。</p> <p>このように大阪市と吹田市で全然違うのは、福祉制度が充実しているからです。 まず吹田市も大阪市に倣って近隣他市と連携し、障がい者や高齢者などの移動弱者に対して鉄道バス(阪急電鉄全線、北大阪急行全線、大阪モノレール全線)、バスのフリーパスの支給を検討ください。高齢者のバスのバスについては現在阪急バスが格安のバスを販売しているのも問題ないでしょう。高齢者の鉄道バスについては人数が多いので障がい者は無料でそれ以外は使った分の5割等にすればいいと思います。</p> <p>障がい者で見ると、14人に1人が障がい者なので38万人の人口がいる吹田は約30万人が障がい者です。年間交通利用分が10万円とすると約30億円の負担で実現できます。吹田市の税収は1542億とこのことなので十分実現できます。</p> <p>また、高齢者については高齢化率は3割として11万人。10万円利用で110億円、そのうち5割負担で55億円、合計85億円です。歳入の5%なので実現可能でしょう。</p> <p>高齢者は外出機会が少なく、認知症の発症などの問題になっているので移動の支援をするのが最善です。</p> <p>そして、生活困窮者には生活保護などの支援をきちんとして低収入や失職、職が見つからない人などを適切に福祉につなげれば、餓死や自殺や刑務所に入るのが目的の犯罪、他人に因縁をつけたりするなどの問題行動をする人は圧倒的に減ります。</p> <p>ぜひ、先ほど挙げたような政策を中心にして福祉制度の大幅な充実をお願いします。 職員の給料を上げる余裕があるなら福祉に回して欲しい。回覧板でも市報でも福祉がどんどん削られているように感じている。 少子化の中、今がまさに正念場です。安易に人口を増やして税収を増やしても住みにくい吹田になっては意味がありません。 税収が増えたらその分、生活困窮者等に還元する。みんなが暮らしやすいように、吹田に来てよかったといえるような施策を実行し、魅力ある街づくりをしてください。</p>	<p>生活困窮者への支援等について 本市においては、経済的に苦しい、生活に困っている等の生活困窮者に対する相談の窓口として、市役所内に生活困窮者自立支援センターを設置しております。相談窓口では、一人ひとりの状況に応じて、就労、債務整理、家賃補助等の支援を行い、その状況によっては、生活保護の窓口におつなぎできるよう御案内しています。 (担当:生活福祉室)</p> <p>高齢者への支援等について 高齢福祉室では、通院の利便性向上を図ることを目的として「通院困難者タクシークーポン券」を交付しています。このクーポン券は、在宅の65歳以上かつ市町村住民税世帯非課税で、要介護1以上の認定を受けている高齢者を対象としています。 高齢者の外出は地域での日常生活を継続するために欠かせないものであり、本市では、はつらつ体操教室のほか、身近な通いの場の充実による外出意欲や機会を持つことで歩行能力や社会活動の維持につながるように、介護予防・フレイル予防の取組を推進しているところです。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>障がい者への支援等について 障がい福祉室では、移動に困難のある方への支援策として、重度障がい者(児)を対象に初乗運賃分のタクシー利用券を交付して運賃の一部を助成し、障がい者(児)の地域における暮らしを支える制度を実施しています。御要望の障がい者等に対する鉄道やバスのフリーパスの支給につきましては、現時点では困難と考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。 (担当:障がい福祉室)</p>	生活福祉室、高齢福祉室、障がい福祉室	R5.6.26	R5.7.6
12	公園について	<p>いつも市民の為に健康や精神的安寧につながる自然の多い公園を市内に多く管理していただき感謝しています。公園について、お願いがございます。</p> <p>①早朝の桃山台公園などで、池のフェンスを乗り越えて釣りをされている方々が複数名いております。保護されるべき生き物が、釣り針などで傷ついたりの可能性もございます。巡回も難しいかと思いますが、例えば、時間設定のテープなどで1時間に1度程度、公園内の釣り禁止をアナウンスするようなことはできないでしょうか?多少なりともフェンス内に入り釣りをを行う人たちへの抑止力になると思うのですが</p> <p>②公園の腹筋ベンチを椅子と間違えて、寛がれる人たちが多くおられます。そのため腹筋ベンチがあるにもかかわらず、断念する機会が多々あります。腹筋ベンチのそばに、「腹筋用であること」を示す掲示物などを置いていただくことは可能でしょうか?</p>	<p>桃山公園は、令和4年7月より指定管理者※による管理運営を行っております。いただきました御要望等は指定管理者へ共有し、対応を検討させていただきます。後日改めて指定管理者より回答させていただきますので、今しばらくお待ちください。</p> <p>なお、検討内容のお問い合わせなど、指定管理者の連絡先につきましては、以下のとおり御案内させていただきます。 指定管理者グリーンホスピタルサブライブ 桃山公園 電話 06-6832-5480 FAX 06-6832-5480 メール momoyama-park@ghs-inc.co.jp</p> <p>※指定管理者とは、市から公園等の公共施設の管理運営に関する権限を委任された者のことです。</p>	公園みどり室	R5.6.30	R5.7.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	公園のバスケットゴールについて	日頃より市民サービスにご尽力いただきありがとうございます。小学生の子供にバスケを習わせています。吹田市にはバスケットゴールが設置されている公園が多くとてもありがたいのですが、変わった形のリングなのでまったく練習になりません。また、小学生用の高さのゴールがなく残念です。小学生用の高さのゴールが設置されている山田駅東公園もゴール前に大きな水溜まりができており、晴れた日が数日続いても、水がはけません。通常の形の小学生用バスケットゴールの設置、山田駅東公園のグラウンドの整備を要望します。	公園のバスケットゴールは、あくまでも遊具であり、スポーツ施設ではないため、既存の形状でご利用いただきますようお願いいたします。 また、山田駅東公園の広場は、大雨時の川の氾濫を防ぐために、広場に水をためる構造となっており、他の公園と比較し乾きにくくなっています。他の公園広場でも、スポーツグラウンドや校庭とは違い暗渠排水管がないこと、雨天後の利用制限を行えないことから、広場が荒れて、どうしても水たまりが出来やすくなってしまいます。グラウンドのような維持管理を行うことは出来ませんが、状況を見て土を補充するなどの整地は行ってまいります。	公園みどり室	R5.7.7	R5.7.10
14	ナイター施設利用について	居住地区の学校でナイター施設が無く、近隣地区の学校を借りてサッカーの練習をしています。特に山田東中学校の利用において地域団体代表の態度が高圧的で非常にストレスでしたが、先方からの連絡に対しこちらの返事の連絡が翌日になったことで電話でかなり高圧的に怒られ、不適切団体として市役所に報告するといわれ使用させてもらえなくなりました。時間より前にグラウンドに入り整地や準備をしていて、それに対する注意の連絡で、その連絡への返信を翌日したんですが、それが気に食わなかったようです。 一部の地域団体が、公共施設の使用権を牛耳る制度は不公平だと思います。豊中市は全ての中学校の使用をオーパスで公募していて、吹田市もそうすべきではないかと思ます。	各運営委員会では月1回利用調整会議を開催していますが、山田東中学校については利用団体が少ないため利用調整会議としてではなく、メールでのやり取りで調整しています。今後利用団体が増えることも予想されますので、利用調整会議の開催等について今後運営委員会と協議してまいります。 オーパスシステムについては、この4月から使用料の引き落としのための導入を開始しましたが、現在は各中学校により使用エリアを決めていることから、各運営委員会で利用調整をしております。オーパスシステムでの申し込みにつきましては今後の検討課題としております。	文化スポーツ推進室	R5.7.3	R5.7.11

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
15	内部の新人教育はどうなっているのでしょうか。	<p>契約検査室に問い合わせで発生。 担当という新入社員が、17:00までには質問を整理してお応えしますと電話番号と名前を聞かれる。 17:00を越えても、連絡は無い。 17:30に市役所に電話を入れますと、今件は不要と判断しましたのでと回答。 上司に確認を取りますと、内容を調べていないどころか、質問内容も放置。 上司、曖昧な回答で電話を一方向的に切る。 市役所の職員は、いつから我が物顔で自己判断の元に職務をするようになったのでしょうか。 吹田市において、物品入札などにおいて、入札指定業者資格を得た弊社には、新規参入業者ということで、吹田市においての物品購入の際でも見積もり自体もほぼ届かない状態です。 入札資格を得て、10ヶ月で4件の用紙見積もりという不可思議な状態です。 吹田市の事業者を公正に優先すると謳いながら、見積もり依頼自体が実績優先であるというスタンスです。 物品購入に関しては、価格と納品のみが担保されるべきでは無いでしょうか？ 吹田市として、新規参入業者には仕事を回さない状況であるならば、何故ゆえに許可を出しているのでしょうか。 担当者の判断のみで業者を選定されている現状を見直すことは叶いますでしょうか。 そのスタンスだからこそ、新入社員らしき教育を受けさせていない人間が、自己判断で物事を進める形になっていないでしょうか。</p>	<p>〇〇様から度々お見積り等の案件の有無についてお問い合わせをいただいた折にお伝えしていましたが、貴社が市からの見積り依頼等をご希望されている物品については、各室課から当室に購入依頼があれば、お見積り等を依頼させていただいております。 令和5年6月28日に、お電話をいただいたときも上述と同様の説明をさせていただき、〇〇様からのご要望により、再度お見積り等の案件の有無を確認し、担当職員が17時までに連絡をすると申し上げました後、〇〇様のご要望により直属の上司が担当職員に代わって、対応させていただきました。 その上司からも、貴社が市からの見積り依頼等をご希望している物品については、各室課から当室に購入依頼があれば、お見積り等を依頼させていただいておりますことを説明し、〇〇様におかれましては一定ご納得いただいたものと認識し、再度の連絡をしなかったものでございます。 再度の連絡をしないことについて、〇〇様と合意まではしていませんでした。同日の17時30分頃に貴社からいただいたお電話で謝罪させていただきましたが、改めてお詫びいたします。 本市における物品購入等の指名競争入札参加者等選定については、信用状態、実績、事業所の所在地、中小企業者の優先などを総合的に勘案し選定しており、担当者の自己判断によるものではございません。</p>	契約検査室	R5.6.29	R5.7.13
16	まともな市民は声をあげない	<p>市民の声にずっと目を通して見たのですが、これは推測だが文体的に同じ人が何度も何度も声を上げていると感じます。 「ノイジーマイノリティーの声＝吹田市民の声」としてお役所に対応する事が吹田市民みんなの為になるとお考えなら大間違いですよ。 そんな事ばかりしてるから税の使途が暇で文句言いの高齢者と医療介護ばかりに使われて吹田市民が税の使途に納得してないんですよ。</p>	<p>「市民の声」のホームページへの公表につきましては、市民の皆様と情報を共有し、信頼される市政の実現を目的として、市から回答を行ったもののうち、申出人が公表を希望したものについて掲載しております。ただし、公序良俗に反するもの等については公表しておりません。御理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	市民総務室	R5.7.3	R5.7.13

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	歩きタバコについて	<p>「市内の道路上での歩きタバコの禁止」や「市が特に認めた地区(市内5か所)において、指定場所以外での喫煙やポイ捨て行為に対し、市からの勧告に従わない違反者へ過料2,000円を徴収することができる」というルールが守られていません。市役所や吹田駅周辺だけでなく、千里丘エリアも見回り摘発をお願いします。特に千里丘駅から万博方面へ向かう北上する方々の喫煙率が高いです。明らかに帰宅途中のサラリーマンや飲み屋に向かうおじさん達が吸っているのに恐ろしくて注意もできません。歩きタバコは全域禁止という目立つ表記が欲しいです。現在全く無いのか、あっても目立たないため意味をなしていません。</p> <p>また、スーパー周辺の路上や公園での喫煙も多いです。ポイ捨てもよくみえます。</p> <p>対応よろしくお願いします。</p>	<p>現在のところ、歩きタバコや禁止地区での喫煙については、理由を説明し喫煙を止めていただくよう指導すれば速やかに喫煙を止めていただいていることから、勧告及び過料の徴収には至っておりません。</p> <p>また、過日18時前後に山田千里丘交差点付近において、路上喫煙防止啓発員による巡回を行いました。歩きタバコ、ポイ捨てをしている者はいませんが、不定期にはなりますものの、今後も引き続き巡回を実施する予定です。</p> <p>環境美化に関する啓発看板等につきましては、設置を検討いたします。</p>	環境政策室	R5.6.29	R5.7.14
18	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>6月28日17時45分頃、北千里駅からピアノ池に向かう市道の歩道がない側で上は黒、下は青のズボンの20代くらいの若者が歩きタバコをしていた。</p> <p>今月8件目だいい加減にしろよ。</p> <p>職員の巡回～ではなくもっと抜本的な対策をしてください。</p> <p>写真や動画を市に送った通報者に報奨金(1000円など)を与えるなどすればある程度減るでしょうね。</p>	<p>御指摘の市道は、指導員活動を不定期に実施しております。引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。今後もまちの環境美化を推進するため、喫煙者のマナーアップ等の啓発を粘り強く行ってまいります。</p>	環境政策室	R5.6.29	R5.7.14
19	清掃活動の報告です。ポイ捨てが多すぎる現状をなんとかしてほしい。	<p>6月25日、北千里駅周辺の清掃活動の報告です。</p> <p>相変わらずロータリーにはタバコの吸い殻を中心にポイ捨てが多い。またりそな前のベンチもポイ捨てが多くなっている。</p> <p>ロータリーから右折したところの片側2車線の道路の分離帯はいつも缶やビン、タバコ、包み紙などあらゆるモノが不法投棄されている。なんとかならないものではないでしょうか？</p> <p>現在は私たちが有志がやっていますが、数年後にはおそらく解散となりそうです。</p> <p>理由は高齢化で担当する人が減っていったからです。</p> <p>解散後にゴミが増えれば治安悪化につながります。</p> <p>しかし私たちの努力だけではどうにもなりません。</p> <p>おそらく道路の向かいの自転車駐車場の管理人も清掃活動をしているでしょうが、限界があるでしょうね。</p> <p>私たちがいつもMサイズのレジ袋に半分以上ゴミを集めているので、それでもコロナ前は逆にゴミがほとんどない理想的な状態でした。コロナ禍で一気にマナーが悪くなり、ゴミのポイ捨てが悪化した感じがします。</p>	<p>市内の環境美化にご協力を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>いただきました内容につきましては、貴重な御意見として参考とさせていただきます。今後もまちの環境美化を推進するため、マナーアップ等の啓発活動を引き続き粘り強く行ってまいります。</p>	環境政策室	R5.6.29	R5.7.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
20	君が代暗記調査の件	<p>本日の朝日社説を読み吹田市民として危惧を抱きました。教育委員会が君が代の歌詞暗記調査を行った、それも市会議員の指示で行ったとの事。その目的と結果をどう使おうとしているのか明解な説明が欲しい。国歌として位置づけられるもののその歌詞については違和感を感じている人も多い。主権在民の憲法を持ちながら君が代というのは相応しいのか?という疑問をずっと感じている。誤解の無い様に言うが決して皇室否定論者では無い。平成、今上天皇の役割は一定の評価をするし、今後も役割を全うして欲しいと願っている。そんな気持ちを持ちながらも教育委員会がすべき仕事では無いし、ましてそれを市会議員が要求したというのは理解が出来無い。行政は市会議員の下僕では無いし、是非当該議員の名前と共にその趣旨を公にして欲しい。</p>	<p>国歌の暗記率に係る調査の目的につきましては、2月の文教市民常任委員会において自民党の藤木栄亮議員からの質問に対して学習指導要領を踏まえて状況把握が必要であると吹田市教育委員会が判断し、実施いたしました。調査の結果につきましては、教育委員会の資料とし、結果を受けて学校を指導することはありません。</p>	学校教育室	R5.7.3	R5.7.18
21	君が代暗記調査の件	<p>自民党市会議員藤木氏の質問の回答のため教育委員会が市立小中学校に暗記調査したことの経緯と目的を政治的中立であるべきなのに何故行ったのか回答下さい。</p>	<p>本調査の経緯と目的につきましては、3月開催の市議会文教市民分科会での質疑において、状況把握が必要であると吹田市教育委員会が判断し、学習指導要領を踏まえて実施いたしました。これまでも議会において、さまざまな質疑があり、対応してきたことから、その一環として同様の対応を行いました。しかしながら、その目的や方法を具体的に示さなかったことに課題があり、学校現場を混乱させてしまうとともに、社会的に大きな影響を及ぼすこととなりました。今回の実態把握をもって各学校に指導をするものではありません。</p>	学校教育室	R5.7.3	R5.7.18
22	吹田税務署の人員について	<p>本日、吹田税務署に確定申告の訪問予約をしたところ、予約が2ヶ月待ちと案内されました。 聞けば確定申告で混み合う2～3月は人員を増員するが、それ以降は人員を削減するとのこと。 ※1日の予約上限人数は約20人とのことです。 1日20人で吹田市民の財務対応が追いつくと思えませんので、可能であれば人員の配置をご調整頂くよう働きかけていただけませんか? ※もし、人員が足りない、または他の業務で人員が避けないのであれば大丈夫です。 ただ、吹田税務署に訪れた際に、立っただけの人がいたり、効率的な組織運営がなされているとは、少し思えなかったもので、一度ご確認いただきたいです</p>	<p>本件は、国に係る事案ですので、総務省へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.7.18	R5.7.18

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	ピアノ池周辺での喫煙について	<p>7月3日8時10分頃、藤白台のピアノ池で休所に座った高齢の男が2人おり、そのうちの一人が喫煙していた。公園も近くにあり、迷惑だ。吹田市のモラルはどんどんひどくなっている。</p> <p>条例を改正し、立ち止まっているかに関係なく、喫煙の禁止、そして前から言っているように禁煙である旨を市の車が巡回して職員自ら広報していただきたい。</p>	<p>歩きタバコについて</p> <p>吹田市環境美化に関する条例により、路上喫煙禁止地区での路上喫煙を禁止しているほか、環境政策室で喫煙マナーに関する啓発活動を実施しております。今後も引き続き粘り強く啓発活動に取り組み、喫煙マナーへの意識醸成を図ってまいります。</p> <p>また、御指摘の市道は、指導員活動を不定期に実施しております。引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p> <p>(担当:環境政策室)</p> <p>公園内での喫煙について</p> <p>受動喫煙が禁止であることを、啓発看板により周知してまいります。</p> <p>(担当:公園みどり室)</p>	環境政策室、公園みどり室	R5.7.5	R5.7.19
24	千里山図書館の閉館の掲示/資料を返却する際に傷んでも良いのか?	<p>前回の「資料を返却する際にポストに落とすのは、資料を傷めているのではないのか」という質問に対して、6/28に「底部に厚いクッションを敷いている」とのご回答をいただきましたが、本を連続で返却した場合に本同士が衝突することは子供でもわかります。</p> <p>吹田市立図書館が本を大事にしていることはよくわかりました。ちなみに千里山・佐井寺図書館の「本日は閉館しました」の掲示を設置しないのご回答ですが、文字を「現在は閉館しています」に書き換えれば設置しても問題なく、現在図書館が閉まっていることが利用者にも伝わりやすくなることは、少し考えればわかることです。</p>	<p>この度は貴重なご意見をありがとうございました。</p> <p>図書館は所蔵する資料を大事にしているという私どもの趣旨に納得いただけなかったことは誠に遺憾に存じます。</p> <p>また、閉館の掲示については今後の表示等のあり方の参考とさせていただきます。</p>	中央図書館	R5.7.5	R5.7.19
25	市の保健所で開催された会議について	<p>先日、市の保健所で開催された会議で、とある大学の看護学部の教授が、「学生に対してコロナワクチンを打たないと実習に行きづらくなると話した」と言っていたということを聞きました。このことは本当なのでしょうか?もし本当なら、その教授の勤めている大学を教えてください。</p>	<p>後日ホームページに議事録を掲載しますのでご確認ください。</p>	保健医療総務室	R5.7.6	R5.7.20
26	健康増進法30条違反について	<p>吹田市保健所御中</p> <p>5回目の通報となりますが、6月21日に確認したところ、ヘアースロンの店内に灰皿が設置されたままでした(写真参照)。健康増進法30条違反です。撤去を指導願います。</p> <p>指導に従わないなら、受動喫煙を防止するため、公表や罰則を適用して下さい。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>本市では、これまで当該ヘアースロンの管理権原者に対し、複数回にわたって法令に基づく改善指導を行ってきたところです。</p> <p>この度いただきました通報内容を受け、改めて職員による現地及び電話による確認を行いました。通報内容である灰皿の撤去につきまして、施設の管理権原者に対し、法令の規定に基づく指導等の必要な対応を行ってまいります。</p>	健康まちづくり室	R5.7.6	R5.7.20

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	中古車販売店の不正な営業行為について	最近ヤフーニュースで、中古車販売店のビッグモーターが不正な営業行為をしたと話題になっています。 そこで提案ですが、吹田市は、市内の中古車販売店(ガリバーやビッグモーターなど)に不正な営業行為がないか調査もしあった場合は、吹田市がその店の営業停止や閉店命令を出すべきだと思います。 担当者様よろしくお願ひします。	本件は、国に係る事案ですので、総務省へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.7.20	R5.7.20
28	国民健康保険の納付	今年の3月に社会保険から国民健康保険に切り替えました、3月分は無職であったので減額して頂いたのです、その時は3月分の振込案内(4月に到着)が来てから離職票を持って5月末までに来て下さいと説明がありましたので手続きをしました。そして5月中旬に就職も決まったので社会保険の切り替えで来庁して手続きをした時に「もう国民健康保険は払わなくても良いのか?」と聞いたら4月分を払って貰わないとダメですと言われましたが給料が大幅に下がって(約4分1以下)の為、減額とかしてもらえるのかと聞いたら就職するので基本的には無理ですが、収入が減ってれば減額手続きが出来るかと聞きましたので詳しく聞きました。 申込案内は来てないよと言ったら、中旬位には届くかと返答を貰い、その時に必要な物は新しい就職先の給料明細を持って来て下さいと言われました。振込案内は6月16日位に届きました、ただ給料明細が就職先が未結めの末なので5月分の給料の明細が手元に来たのは7月1日でした、で早くに行かないと思って本日の5日に昼勤務を夜勤務に変更して貰って来庁して手続きに行ったら納付期限が6月末なので減額は無理ですと言われてしまっ、でも給料明細を持参するのであれば期限が不可能なので納得出来ません。手元に必要書類が揃ってて期限を過ぎたのでと言われるのなら自分が悪いと思いますので仕方ありませんが、物理的に無理な期限なのに減額の対象にはならないと突き放され払わないと差し押さえとかになりますよ!とか言われると受けざるを得ないのかと思ひ分割(31回)を手続きしましたが毎月振込して半年ごとに残りの金額の分割して頂く為に仕事の調整もしくは休暇をとり市役所まで行って手続きしないとダメなのは、どうしても納付行かないのですが、減額して貰って一括で払ってサッサと片付けたい気持ちも大きく、また仕事から休暇申請するとその分給料も減りますし忘れたら差し押さえされるんですよ!(結構強めに言われたので怖かったです) せめて6月の相談の際に5月から就職と言っているので明細を手にするのは早い人で25日とか28日ですよ?うちは末なので明細来たたら申請に来たら良いですよ?と言う話もしたのですが、その時点では手元に振込案内が無かったので期限の確認も出来なかったのですが、一言6月中やからそれまでに何らかの手続きしないと減額出来ないと教えてほしかったです。 どうしても納得出来ないのですが、どうすれば良いですか?差し押さえされますか?	国民健康保険料は前年の所得により算出し決定することとなり、また、決定された保険料は正規の納期限までに納付いただかなければならないこととなっております。 保険料の納付が困難な場合で、かつ、前年所得と比較して今年の見込所得が3割以上減少する場合は減免申請ができることもあります。退職後無職の場合や、何らかの仕事に就いたものの収入が安定せず、前年と比べて収入額が大幅に減少となる場合などがこれに該当します。 〇〇様におかれましては、令和5年度国民健康保険料決定の時点(6月)において既に再就職されており、社会保険にも加入されていたため、令和5年4月分の国民健康保険料について減免申請できなかったものです。 再就職後の給料額が前職と比べて大幅減少となる場合につきましては、減免基準に適合すれば減免申請できる場合もありますが、減免申請は保険料決定日～6月30日の間に行っていただく必要があります(給与明細書が遅れる場合は、事前に御連絡の上、減免申請書と所得見込額内訳書のみを先に御提出いただくこととなります)。 減免申請できない場合は、決定された保険料額を正規の納期限(6月30日)までに納付いただかなければならないこととなりますが、どうしても無理とのことで便宜上の処理により分納を承りました。2年以内での完納をお願いした件につきましては、法律上の徴収猶予ができる場合における猶予期間に準じたものです。 法律上の徴収猶予の要件(災害、事業の休止、大きな病気や怪我等)に該当された方に限り、申請により最長1年間保険料の納付を猶予できることとなっております。1年で完納できないやむを得ない事情がある場合のみ猶予期間の延長申請をすることができ、既に猶予した期間と合わせて最長2年まで猶予ができる場合があります。 本来、分納は徴収猶予期間内に完納できる場合に限り受け付けるものです。 督促状発送後10日を経過しても納付されない場合は、法律上差押の対象となります。しかし、1年以内に完納となる分納誓約(やむを得ない事由により1年以内に完納できないと認められるときは2年以内に完納となる分納誓約)をされた場合は、その分納履行中は差押執行を保留しております。 応対の際には、丁寧に説明を行うよう指導しているところですが、職員の方により不快感を与えてしまったのであれば、その点につきましては誠に申し訳ございませんでした。	国民健康保険課	R5.7.6	R5.7.21

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
29	健康保険課	<p>今、公表されてる市民の意見を見ましたが、やはり健康保険課には何か問題があると思いますよ!高圧的な態度は昔からなんですね! 保険料をしっかりと徴収したら成績上がって給料増えるのですか?ならシステムを変えてもって個人的な意見も聞く耳を持ってほしいです、公表されてた方同様に私も吹田市を出たいと思ってますから、この意見も担当部署に連絡するだけなんですよ?そうでは無くて市議とか市長とか他の部署の方とか市役所内部の上から下まで見てもらえる様なシステムにしないと意味がないと思いますが、どうですか?</p>	<p>国民健康保険課の対応について(7月5日及び7月6日該当分) 先日は国民健康保険課窓口にお越しいただき、ありがとうございました。 国民健康保険料は前年の所得により算出し決定することになっており、また、決定された保険料は正規の納期限までに納付いただかなければならないこととなっております。 保険料の納付が困難な場合で、かつ、前年所得と比較して今年の見込所得が3割以上減少する場合は減免申請ができることもあります。退職後無職の場合や、何らかのの仕事に就いたものの収入が安定せず、前年と比べて収入額が大幅に減少となる場合などがこれに該当します。 〇〇様におかれましては、令和5年度国民健康保険料決定の時点(6月)において既に再就職されており、社会保険にも加入されていたため、令和5年4月分の国民健康保険料について減免申請できなかったものです。 再就職後の給料額が前職と比べて大幅減少となる場合につきましては、減免基準に適合すれば減免申請できる場合もありますが、減免申請は保険料決定日～6月30日の間に行っていたいただく必要があります(給与明細書が遅れる場合は、事前に御連絡の上、減免申請書と所得見込額内訳書のみを先に御提出いただくこととなります)。 減免申請できない場合は、決定された保険料額を正規の納期限(6月30日)までに納付いただかなければならないこととなりますが、どうしても無理とのことでは便宜上の処理より分納を承りました。2年以内での完納をお願いした件につきましては、法律上の徴収猶予ができる場合における猶予期間に準じたものです。 法律上の徴収猶予の要件(災害、事業の休止、大きな病気や怪我等)に該当された方に限り、申請により最長1年間保険料の納付を猶予できることとなっております。1年で完納できないやむを得ない事情がある場合のみ猶予期間の延長申請をすることができ、既に猶予した期間と合わせて最長2年まで猶予ができる場合があります。 本来、分納は徴収猶予期間内に完納できる場合に限って受け付けるものです。 督促状発送後10日を経過しても納付されない場合は、法律上差押の対象となります。しかし、1年以内に完納となる分納誓約(やむを得ない事由により1年以内に完納できないと認められるときは2年以内に完納となる分納誓約)をされた場合は、その分納履行中は差押執行を保留しております。 対応の際には、丁寧に説明を行うよう指導しているところですが、職員の対応により不快感を与えてしまったのであれば、その点につきましては誠に申し訳ございませんでした。 (担当:国民健康保険課)</p> <p>市民の声のシステムについて(7月6日該当分) 本市の事務は、地方自治法第158条第1項及び吹田市事務分掌条例の規定により、各部署は市長から権限に属する事務を分掌されております。 そのことから、いただいた御意見は、市長から権限を委譲された担当部署と共有を図り、担当部署において責任を持って対応することが適切であると認識しております。 (担当:市民総務室)</p>	市民総務室、国民健康保険課	R5.7.7	R5.7.21
30	公園やその他のエリアの害虫駆除につきまして	<p>いつも吹田市内の公園を綺麗に整備いただき、ありがとうございます。 お陰様で気持ちよく過ごせております。 しかしながら心配事としては近年、巨大なスズメバチが多く飛来し、家には幼児が2人居ますが秋にかけては外出も少し怖いぐらいです。 巣を発見してから、通報したいと思っておりますが中々自身の行動範囲だけでは発見に至りません。 但し、家の近所で取り壊し予定の市営団地等の立ち入り禁止区域がありますが、この区域内で営巣等の可能性もあるのではないかと思います。 活動が活発化する秋に向けて、一度そう言った場所や公園内の中等ご確認いただけないかと思ひご連絡差し上げた次第です。 暑い中大変恐れ入りますがご検討のほどよろしくお願ひいたします。</p>	<p>公園の確認について 日常のパトロールや除草剪定等でハチの巣を発見した場合、速やかに駆除を行っております。また、ハチの群れや巣に関する通報は市内の公園で多数いただいております。また、都度早急な対応に努めております。公園内で巣を発見した場合は御通報いただきますよう、御協力お願い申し上げます。 (担当:公園みどり室)</p> <p>市営団地等の立ち入り禁止区域について 吹田市高野台1丁目5番21号につきましては、府営住宅であることが判明しましたので、御意見を大阪府府民文化部府政情報室広報広聴課へ回付させていただきました。 (担当:市民総務室)</p>	市民総務室、公園みどり室	R5.7.10	R5.7.21

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
31 中学校ナイター施設利用について	<p>①「各中学校により使用エリアを決めている」とのことですが、具体的な使用エリアの一覧をいただけますか？例えば山田東中学校は～地区/～地区・～という形か、地図でエリアを区切る等、わかりやすく教えて欲しいです。</p> <p>②現在の各地域団体による代表者会議による使用の決定方法ではなく、オーパスシステムでの抽選の導入を強く希望しますが、これを決定する責任者は市役所のどの課のどなたになりますか？市長が最終決定者になるのでしょうか？</p> <p>③山田東中学校のナイター施設セキュリティについて、「ナイター使用時の午後7時前後は部活の生徒の終了時間と重なるので校門は空いた状態の場合があるとの事です。」とお返事いただきましたが、19時前後だけでなく、19時-21時のナイター施設利用の間、常に校門が開いた状態です。また今年の5月から山田東のナイター施設を使用していますが、警備員さんの姿を見たのが最初(5/3)の一回だけです。 佐井寺中学の場合は毎回警備員さんが挨拶に来てくれて安心できますが、山田東の方は警備員さんがいるかわからず、また繰り返しますが19-21時のナイター使用中ずっと門が開きっぱなしの状態です。これに関しては早急に是正をお願いできますか？</p>	<p>①利用エリアについては、ナイター校区一覧表を添付しますのでご確認ください。</p> <p>②オーパスシステムでの抽選機能の導入については、文化スポーツ推進室が担当所管となります。予算要求を経て、最終決定には議会の承認が必要となります。</p> <p>③ナイター施設のセキュリティ対策については、学校教育部学校管理課から警備会社へ連絡し、基本門扉は閉めるように指導してまいります。</p>	文化スポーツ推進室	R5.7.13	R5.7.21
32 万博外周道路	<p>万博外周道路をいつも自転車に乗り、通勤道路として利用しています。自転車専用レーンのセンターラインが消えていたり左側通行などの看板も見かけない為、利用者もよく事故やトラブルになっています。 特にみのり橋南から西に向かっての外周道路が悪路になっています。利用する人達の安全を考慮し、センターラインを引いたりキープレートなどの看板を作って貰えませんか？</p>	<p>本件は、府道に係る事案ですので、茨木土木事務所へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.7.21	R5.7.21
33 江の木公園のゴミ、吸い殻のポイ捨て及びゴミ箱の設置場所についての提案	<p>江の木公園の近くに居住しています。 江の木公園のゴミのポイ捨てが多く困っております。 主に、お菓子の空袋 駄菓子やコンビニ、ドンキホーテなどで購入し、公園内で飲食後そのまま廃棄しているケースが頻繁にあります。 また、飲酒される方もおおく、空き缶、空き瓶を遊具、築山上ベンチに放置されて帰られる方も多くおられます。たまたまにガラス瓶の破損なども見られ、小さなお子様には大変危険です。 より捨てやすい綺麗なゴミ箱の設置を提案したいです。 また、公園内照明がつくようになってから深夜の騒音もひどくなっています。 気づいたときにはゴミ拾いしていますが、大変です。警察にも通報する回数が増えています。未成年の喫煙を注意したりしていますが、リスクが感じません。対策をお願いしたいです。</p>	<p>清掃等のご協力、誠にありがとうございます。 江の木公園には現在2か所のゴミ箱が設置されていますが、築山からは離れた位置にあり、そのためにポイ捨てされてしまっているものと考えられます。江の木公園につきましては部分的に再整備の予定もありますことから、ゴミ箱の新設・設置位置について検討してまいります。 江の木公園はその立地から、ゴミや夜間の騒音等、近隣住民の方にはご迷惑になっていることも多いとは思いますが、御理解御協力をお願いいたします。</p>	公園みどり室	R5.7.10	R5.7.24

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	海外出産つきまして	<p>海外での里帰り出産につきまして、私は日本人かつ日本国籍ですが、妻はベトナム人かつベトナム国籍です。 子供は現在1人年中(5歳)、ベトナムにて2人目の子供を出産予定です。 1年間ベトナムで過ごす予定で、私は行かず子供と妻だけで行きますが、どのような事が問題になりますでしょうか？ 海外での出産について全般ご質問です。</p> <p>1. 出産一時金 2. 出産届(大使館宛郵送でも可でありますか？) まして、私は日本人かつ日本国籍ですが、妻はベトナム人かつベトナム国籍です。 子供は現在1人年中(5歳)、ベトナムにて2人目の子供を出産予定です。 1年間ベトナムで過ごす予定で、私は行かず子供と妻だけで行きますが、どのような事が問題になりますでしょうか？ 海外での出産について全般ご質問です。</p> <p>1. 出産一時金 2. 出産届(3か月以内大使館宛郵送でも可でありますか？) 3. その他想定されるようなことは何かありますか？</p>	<p>出産届について ベトナムでの出生届についてはベトナム日本大使館へのお届けができますが、郵送で受付をしているかどうかは大使館にお問合せいただく必要があります。届出期間はお子様が生まれた日から3か月以内です。 お子様は日本国籍とベトナム国籍の重国籍者となりますが、20歳までどちらかの国籍を選択する必要があります。この国籍選択にあたり、日本国籍を選択したい場合は、国籍留保の届出をしておく必要があります。国籍留保の届出期間は出生届と同じくお子様が生まれた日から3か月以内です。国籍留保の届出は出生届と同時にさせていただくことができます。具体的には、出生届のその他欄に「日本国籍を留保する。」の記載及びその横にお父様又はお母様の御署名をしていただくことになります。この署名は出生届の届出人欄の署名とは別に必要となります。 (担当:市民課)</p> <p>出産一時金について 出産育児一時金制度は公的医療保険(健康保険、共済など)から出産時に一定の金額が支給される制度です。詳しくは加入されている健康保険へお問合せください。 それとは別に吹田市では、伴走型相談支援と経済的支援を一体とした出産・子育て応援事業を実施しています。 その一つに子育て応援ギフト(5万円相当)の給付があります。 出産後、面談を予約し、面談を受けていただきましたら、申請用のQRコードをお渡ししますので、そこから申請してください。 ※面談について、原則、お子様の住民票があり、居住実態のある自治体で実施するため、帰国されてから受けていただくこととなります。 ※ギフトについて、現在吹田市では、現金による給付を行っていますが、今後ギフト券等に代わる可能性があります。御留意ください。 ※申請期限については、お子様が3歳に達する日の前日までに限ります。 (担当:母子保健課)</p> <p>その他想定されることについて 【お二人目のお子様について】 出生後、お子様がベトナムから帰国し、吹田市に住民登録をされましたら ① 児童手当額改定請求(増額) (吹田市に住民登録をした翌日から15日以内) ② 子ども医療証交付申請 (吹田市に住民登録をした日から3か月以内・対象のお子様の保険証が必要です)をお手続きください。 【お一人目のお子様について】 お母様とベトナムに行かれる際に住民票の海外転出届出をされる場合は、現在の児童手当と子ども医療証の資格が転出予定日をもって喪失しますので、帰国の際には上記と同様(児童手当については、児童手当認定請求)のお手続きが必要となります。 (担当:子育て給付課) 予防接種について、第一子、5歳のお子さんは、日本脳炎ワクチン第一期追加がまだであれば、日本脳炎ワクチンの対象は7歳6か月未満であるため、まだ吹田市にいらっしゃるのであれば、接種してから渡航されることをお勧めします。 第二子のお子さんは吹田市に住民票が入り次第、予防接種に関する案内が届きますので御確認ください。不明点は住民登録完了後に再度お問合せください。 (担当:地域保健課)</p>	市民課、子育て給付課、母子保健課、地域保健課	R5.7.13	R5.7.24
35	農業委員会について	<p>1.令和5年度第2回農業委員会議事録について、会議終了時刻が記載されていません。事務局の不備もありますが、議事録署名人は、何ら指摘も行ってないのでしょうか。署名人の両名は、今期退任されておりますが訂正は出来ますでしょうか。 2.令和4年度の議事録を拝見しましたら、ずっと欠席が続いていた〇〇委員について、知らない内に欠席のカウントをされなくなっていました。〇〇委員は辞任ということで議事録に記載されていますが、〇〇委員がどのような経緯で退任なさったかを議事録に残す必要は、ないでしょうか。 3.新委員の〇〇氏の履歴で、保護司、会社役員となっていますが、他の委員の履歴においては、会社名が記載されています。利益相反の判断から、会社名の公開をして頂いた方が良いのではと思いました。 以上よろしく願っています。</p>	<p>1)について 令和5年度第2回農業委員会議事録につきましては、会議終了時刻を記載して修正いたします。 御指摘いただき、ありがとうございます。 今後は不備のないよう事務局及び議事録署名人による内容の確認を徹底してまいります。</p> <p>2)について 〇〇委員につきましては、死亡されたことから委員名を抹消しております。死亡により委員でなくなった場合は、議案や審議の案件とはならないため、議事録に掲載していません。</p> <p>3)について 〇〇様につきましては、この度の農業委員会委員の募集に申込された方のひとりでございますが、申込者の情報は提出された申込書の内容に基づき、公表しております。 今後は、公表内容を精査してまいります。</p>	農業委員会事務局	R5.7.11	R5.7.25

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
36	続-39-2。吹田市HP。6/15の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』についての疑問。	<p>6/19の投稿について7/3に回答を頂きましたが、追加の疑問点です。</p> <p>Q1[再掲]:(A)6月15日に「Jアラートを使った全国一斉に「緊急地震速報想定した訓練」が行われましたが、吹田市のHP(Top頁)には、市民への周知・啓蒙がされませんでした。</p> <p>⇒添付画像-1[再掲]。上: サイトでの予告。下: 吹田市のHPの新着更新情報に届出無し。</p> <p>A1[概略]: 訓練放送は、正常に放送されました。訓練実施については、[中略]訓練当日には、HP新着情報欄にリンクを掲載していました。</p> <p>⇒「HP新着情報欄にリンクを掲載してました」の回答ですが、前回投稿時の添付画像のHPの新着更新情報(6月15日)では、Jアラートに関する項目は見当たりません。</p> <p>⇒結果、訓練放送は、正常に放送されたとの事から、吹田市のHPへの届出漏れ。⇒危機管理室の失念…と理解させて頂きます。市民の中には、携帯電話に防災情報の受信設定をされている方もおられ、市HPの確認をされる方の予想が、危機管理室は、失念に気付かれた時点で市HPに届出されるべきだと思います。</p> <p>Q2[再掲]: “自動応答ダイヤル”に、6/15に確認の電話をしましたが、自動音声対応で「こちらは、吹田市です。現在、あないはございません…」が2回で内容不明。</p> <p>A2[概略]: 自動応答ダイヤルは、訓練開始時から当日17時30分までの設定。</p> <p>⇒サイトには、「原則、放送したその日まで」24時間受付」の記述があります。⇒回答が「当日17時30分までの設定」であるのであればサイトの説明内容と異なる運用をされています。</p> <p>⇒添付画像-2 自動応答サービス</p> <p>⇒サイトの内容に合わせた運用をお願いします。</p> <p>Q3[再掲]: “自動応答ダイヤル”について、サイトには「英語・中国語・韓国語」にも対応…の記述がありますが、電話をした時には、日本語のみでした。⇒確認願う。</p> <p>A3[再掲]: ご指摘を踏まえ、設定を確認いたします。</p> <p>⇒確認結果は、どうでしたか?。7月9日現在も、まだ日本語のみです。</p> <p>Q4: 防災行政無線自動応答サービスのサイトの説明の例中例示に、「熱中症のおそれがありますので…」が、ありますが、地震などのJアラート以外にも屋外の拡声器から放送をされる事を知りました。</p> <p>⇒熱中症による救急搬送のニュースをよく見ますので、良い取組です。放送施設はJアラートに準じて、学校・公民館・市民ホールでもされるのでしょうか?。</p> <p>⇒時期的にも、市HPの新着情報欄に掲載されて、市民への周知をされたら良いかと思えます。</p> <p>⇒添付画像-3 熱中症</p> <p>Q5: サイトには、訓練時のみの情報であり、実際に大規模な被害の地震が発生した場合、Jアラートの運用(屋外拡声器の放送内容・時間)は、マニュアルにはどのように記載されていますでしょうか。</p> <p>Q6[再掲]: (1)「Jアラート」のシステムがもし、自動ではなく手動になっていた場合は、職員に「電気の点滅や鳴動で職員に知らせる装置」は、有りますか?。 ※[例]家庭での冷蔵庫や電子レンジの警告音のようなもの。</p> <p>⇒回答文に有りませんでしたので、お願いします。</p> <p>Q7: 危機管理センターが大地震による電源喪失(電力会社、市の地中引込線、市の電力設備)の場合は、市の非常時用の発電機が設置されていますが、定格電圧になるまでのタイムラグがあり、この間でのJアラートの機能の確認は、シミュレーション出来ていのでしょうか。</p> <p>5年前の大阪北部地震時には、国立循環器センターの非常時用の発電機が作動しなくて、患者さんをヘリコプターで搬送された…のニュースが、⇒定期点検がされていなかった…との事。</p> <p>吹田市の非常時用の発電機の定期的な動作点検ならびに、庁舎内の配線への自動・瞬時切替、動作確認はされていますでしょうか?</p> <p>地震・台風時などの大規模非常災害時の危機管理センターが停電した場合の、静止型予備電源〔バッテリー方式〕に切替の設備は有りますか?。ディーゼル発電機のみですか?。</p> <p>Q8[再掲]: (2) 夜間・休日などでの「Jアラート」が発令された場合は、システムの「正常動作や故障時対応」の情報の確認・把握のルールはどのようになっていますか?。</p> <p>A8[再掲]: Jアラート発令と同時に受信機から自動送信されるメールにて把握します。</p> <p>⇒メールの受信者は、初動体制の確立から、危機管理室の管理・責任者と、理解させて頂いてよろしいでしょうか?。</p> <p>Q7: 「Jアラート」のシステムや屋外の拡声器、学校や市民センターの戸別受信器などの不具合確認方法は、人による確認ですか? Or 定時ボーリングによる方法ですか?。</p> <p>遠伸【1923年9月1日に関東大震災から100年】</p> <p>・内閣府が「地震防災対策の現状調査に係る住民アンケート」を国民に対してされています(WEB回答)。※他市のHPで見つけました。吹田市でも市民の皆さんに紹介されませんか?。</p> <p>・内閣府では、今後の防災対策に活かすため、日頃の防災意識や対策等に関する調査を実施。一人でも多くの方にご回答頂たく、ぜひご意見をお聞かせください。また、本アンケート調査を通して、皆様一人一人が防災意識を高め、日頃から災害への備えに取り組んでいただくと幸いです。</p> <p>※人事室・広報課・秘書室へ供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について</p> <p>当日の放送を聞かれた方が放送内容確認のためにホームページにアクセスされるのが放送直後に多くなることから、今回、確実にトップページに掲載されるよう午前9時から新着情報欄に再掲する設定としておりました。なお、現在は7月12日の試験放送実施のお知らせに更新されていることから新着情報欄に6月15日実施のお知らせ掲載は確認いただけません。</p> <p>Q2について</p> <p>自動応答時間については、今後ホームページ記載の運用となるよう是正いたします。</p> <p>Q3について</p> <p>放送内容の無い場合は日本語のみ応答する設定となっております。仰るよう多言語対応が可能である旨を掲載していることから、現在ソフトウェアの設定を調整しているところです。</p> <p>Q4について</p> <p>防災行政無線での放送は、基本的に設置している全てのスピーカーから流します。</p> <p>Q5について</p> <p>Jアラートによる発報は国によるもので、緊急に住民に伝達することが必要な場合となるため、昼夜を問わず24時間いつでも放送されます。放送内容については消防庁ホームページにJアラートの業務規程が掲載されており、第四条に記載ございましたのでご参考ください。</p> <p>https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-18.html</p> <p>Q6について</p> <p>Jアラートシステムに備わる回転灯は、防災行政無線への連携設定が自動または手動であることに関わらず、Jアラートを受信すれば鳴動する仕組みとなっています。</p> <p>Q7について</p> <p>電源喪失等によりJアラートシステムが停止し情報伝達ができなくなる場合は、消防庁、機器保守業者と連携しながら機能の復旧にあたります。</p> <p>本庁舎の非常用電源の点検は定期的に実施しています。</p> <p>また、Jアラート含む防災行政無線の機器は専用の電源装置により電源供給をしており長時間の停電にも対応するものとなっています。</p> <p>危機管理センターのシステム設備には静止型の無停電電源装置を設置しています。</p> <p>Q8について</p> <p>メール受信者は危機管理室の管理職・職員および消防本部です。</p> <p>Q7について</p> <p>Jアラートシステムは毎月の導通試験や障害検知メール等により機械的な状態監視があるほか、人による受信機の動作確認を実施しています。</p> <p>屋外拡声器は定時ボーリング機能があるほか、定期点検を実施しています。学校施設等に設置の個別受信機は放送試験の際に施設管理者による放送の確認を行い、不具合の報告を受けた場合に危機管理室にて個別に確認・修繕しています。</p> <p>「内閣府が「地震防災対策の現状調査に係る住民アンケート」を国民に対してされています(WEB回答)。※他市のHPで見つけました。吹田市でも市民の皆さんに紹介されませんか?」について</p> <p>市報した8月号及びホームページにて掲載を行う予定となっております。</p>	危機管理室	R5.7.10	R5.7.27

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
37	佐竹台小や高野台中学校の学校開放について	<p>佐竹台小学校や高野台中学校の学校開放で、佐竹台FCとして地元でのチーム登録をしているが実態は登録しているチームではなく紫のシャツをきた吹三FCがグラウンドを使用しています。</p> <p>そのような登録チームと違うチームの使用は認められるのでしょうか。地元チームと偽り吹三リーグと称して大会も行っているなか、市は偽りのチーム登録での利用をどのように確認し、是正させるのか。</p> <p>それとも地域がチームに忖度しているのではないのか。公平性に掛けている地域に管理を任せてもよいのか市の見解はいかがなものか。</p>	<p>各学校体育施設開放運営委員会へ聞き取りを行った結果、佐竹台FCと吹三FCについては、ほぼ構成員が同じであることが確認されました。登録方法として、佐竹台小学校の生徒が増えてきたため、佐竹台小学校、高野台中学校では既存の団体であった佐竹台FCとして登録しているとのことでしたが、現在は同一団体であることから、吹三FCとして登録するよう指導いたしました。</p> <p>チームの確認につきましては、各チームから各運営委員会に利用団体届及び構成員名簿を提出し、運営委員会において地域団体であるかの確認を行っています。市へは利用団体届のみの提出となりますが、市が必要と判断すれば、運営委員会を通じ、構成員名簿の提出を求め確認を行っております。今回の御意見を受け、同チームにつきましては市へ構成員名簿の提出を求め、確認を行いました。</p> <p>同一の団体が2団体のチーム名で利用することにより、結果、地域の他の団体に対し、公平性に欠ける利用調整となったことについてお詫び申し上げます。利用団体には運営委員会を通じ、このような登録はできない旨を説明し、また、運営委員会においても構成員名簿の確認や聞き取りにより団体の確認をしっかりと行うよう指導いたしました。</p>	文化スポーツ推進室	R5.7.14	R5.7.28
38	北千里駅周辺での大迷惑な喫煙について	<p>7月27日17時頃、北千里駅の第二自転車駐車場の向かいの公社1棟と2棟の間の歩道(OPH北千里の看板前あたり)で40～60代くらいの男が喫煙していた。この男はたまに見る男で、見た目が特徴的なのですぐわかる。当時は車2台による事故があり警察官が誘導をしていたところで警察官は喫煙男を見ても注意すらしめない。</p> <p>公社に禁煙の張り紙お願いします。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.7.31	R5.7.31